

静岡県支部におけるチーフの要件について

静岡県支部(以下、県支部)が主催する講座、呈茶等でのチーフの要件は次の通りとする。

1. チーフ¹⁾

- ①クライアントの要望聴取・確認・提案・交渉、呈茶の実施
- ②スタッフに対する呈茶現場および研修事業での教育・指導・まとめ役
- ①②を担当する者として適切な会員

2. チーフの要件

日本茶インストラクター協会(以下、協会)が認定する日本茶シニア・インストラクターまたは日本茶インストラクター・リーダー(以下、リーダー)であること。

また、県支部の活動に積極的に参加し、十分な経験を有していること。

3. 「チーフ登録制度について」での経過措置の期限

経過措置の期限：2027年3月31日^{注)}

対象：2018年以前にチーフ登録されているリーダーではない会員

注)経過措置の期限につきましては、現在協会でもリーダー制度の見直しが行われており、この結果によっては変更する可能性がある。

4. 実施時期

2026年5月1日

以上

【出典】

1)「静岡県支部チーフ研修」2015年9月12日 4.チーフ登録制度 より

チーフ制度の改定について(解説)

2026年4月1日
日本茶インストラクター協会
静岡県支部

1.経緯

「チーフ登録制度」は、2009年に静岡ブロックおよび静岡県支部(以下、県支部)の活動を円滑に行うための独自システムとして導入され¹⁾、2018年8月には登録に基準を設け、準チーフを経たのちチーフ登録するものとして運用されてきました。²⁾

この登録制は、日本茶インストラクター協会(以下、協会)で定めた日本茶インストラクター・リーダー³⁾(以下、リーダー)であることを前提としており、リーダーではない会員についてはリーダーとなることを条件とする経過措置が設けられていますが、期限の定めが無く既に8年が経過しています。

また、協会では2024年度に新たに日本茶シニア・インストラクター(以下、シニア・インストラクター)の制度が創設⁴⁾され、シニア・インストラクターは、日本茶インストラクター(およびリーダー)より上位の資格と位置づけられております。³⁾

そこで、改めてこの制度を見直し、次のように改定することとなりました。

なお、このチーフ制度は、県支部が主催する講座、呈茶等でのチーフの要件を明確にするためのもので、地域支部等での活動を妨げるものではありません。

2.改定の要点

(1)チーフの要件

県支部が主催する講座、呈茶等でのチーフの要件を、シニア・インストラクターまたはリーダーであることとし、準チーフ登録、「2018年度から行っているチーフ登録への道」は廃止する。¹⁾

(2)経過措置の期限

2018年に設けられた経過措置の期限を明確にし、対象となる現時点でリーダーではない会員へは、今回の改定内容を連絡する。

また、現在協会では、リーダー制度の見直しが行われており、この結果によっては期限を変更する場合があることも申し添える。

以上

【出典】

1)「チーフ登録制度について」2018年(県支部事務局より入手 2025/1)

2)「茶論」No.75 p.20 クローズアップ支部活動/静岡県支部 2020年7月

3)「日本茶インストラクター・リーダーについて」協会事務局 2025年7月25日

4)茶論 No.91 p.28「協会からのお知らせ」2024年7月